

## 石巻市が発注する建設工事等からの暴力団等の排除取組みの強化について

### 1. 目的

石巻市が発注する建設工事、建設関連業務（建設工事に係る調査、設計及び測量の業務をいう。）及び物品調達等（物品の調達又は役務の提供を受けることをいう。）（以下「建設工事等」という。）から暴力団等の排除徹底を目的に、平成19年2月20日締結した「石巻市発注工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書」をより強化するため、石巻警察署及び河北警察署と、新たに「石巻市が発注する建設工事等からの暴力団等の排除及び排除手続に関する協定書」を締結するとともに、石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱を制定し、併せて関係例規の整備を図りました。

### 2 主な内容

#### （1）協定書に追加された内容（別紙協定書フロー図の下段）

##### ①通報・報告の義務

有資格者（受注者）が、暴力団員及び暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、警察への通報・捜査協力及び市への報告を義務付け、怠った場合は指名停止の措置を行います。

#### （2）石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱の概要

##### ①指名停止措置の強化

別表の措置要件に該当するときは、指名停止等措置要綱に基づき24か月間の指名停止の措置を行います。

##### ②下請負等の禁止

市が発注する建設工事等において、別表の措置要件に該当する旨を警察から通報のあった有資格者を、下請負人又は再受託者とすることはできません。資材、原材料等の購入もできません。

また、これらの者を下請負人等としていたときは、下請負人等の契約の解除を求めます。

##### ③市との契約の解除

市との契約後に、別表の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除します。

##### ④不当介入の排除

上記（1）同様に、通報・報告を義務付け、怠ったことが確認された場合は、指名停止の措置を行います。

### 3. 実施した場合の影響・効果等

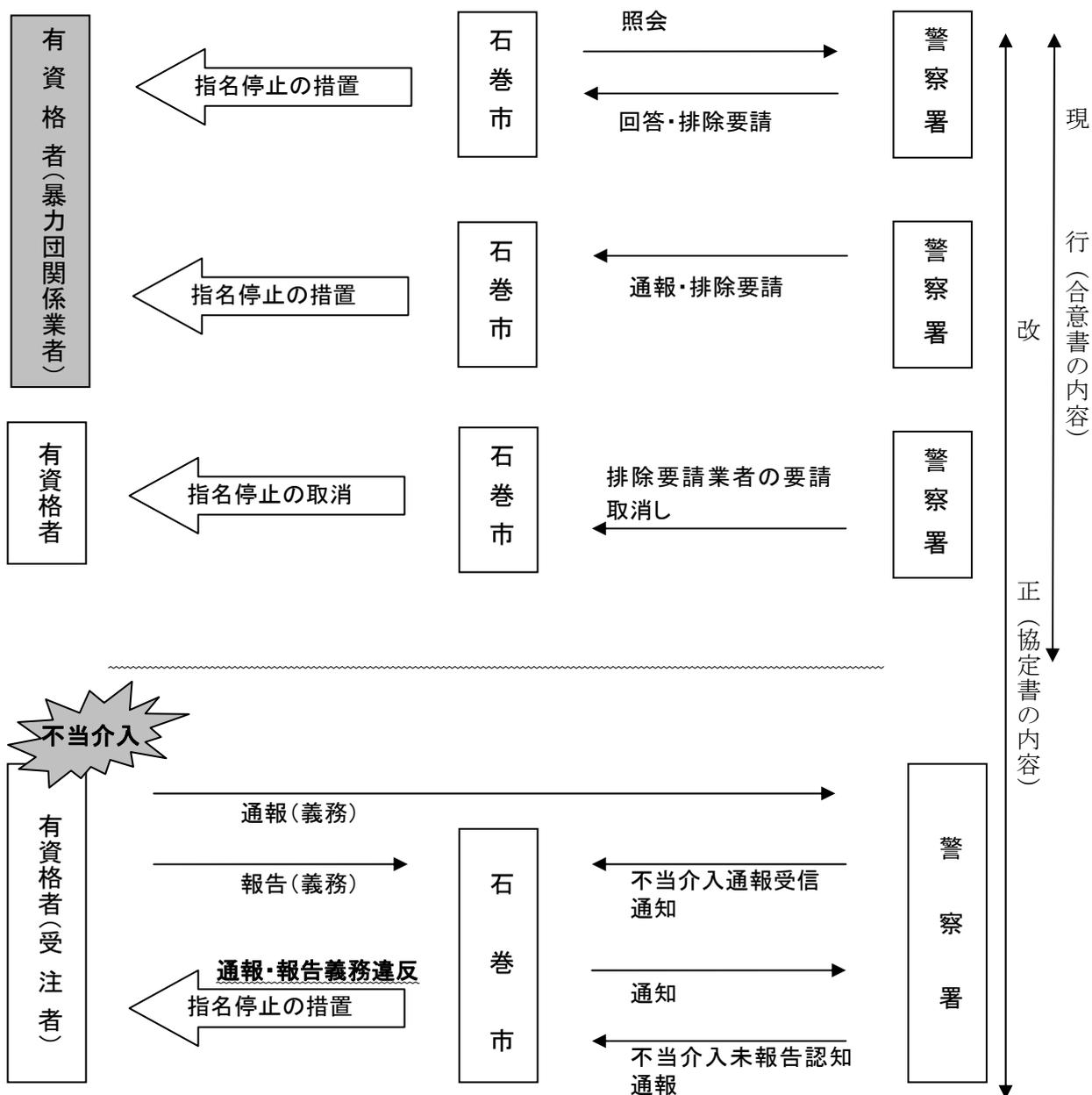
本市が発注する**すべての契約**から、暴力団等の排除を一層徹底することができます。  
**宮城県及び県内の全市町村でも、同様の取組みが行われます。**

### 4. 施行予定年月日及び適用年月日

平成20年11月1日から施行し、同日以降に入札及び見積りに関する起案をしたものについて適用します。

### 5. 担当課 総務部管財課

※ 石巻市が発注する建設工事等からの暴力団等の排除に係る流れ(協定書フロー図)



(参考) 石巻市入札契約からの暴力団等排除要綱 別表の措置要件

- 1 有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。)(以下「代表役員等」という。)、有資格者の役員(執行役員を含む。)(若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。))を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)(又は有資格者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。))が、暴力団関係業者であると認められるとき、又は暴力団関係業者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。
- 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団関係業者を利用する等しているとき。
- 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。